

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2030年3月31日まで

2. 内容

目標1：子育てや介護を行う職員の仕事と生活の両立を支援する。  
両立支援のうち、計画期間中の男性職員の育児休業取得率を100%とする。

＜対策＞（2025年4月～）

- 子育てしながら勤務を継続できるよう、育児休業・育児部分休業とは別に、小学校卒業前の子どもを対象に新たな部分休業制度を導入する。
- 介護を行う職員に向け、介護のために利用できる休暇制度等の説明・周知を行う。
- 男性職員が利用できる出産や育児に関する休暇制度等を周知するなど、積極的に育児に参加できる機運醸成・環境整備を促進する。

目標2：職員の多様な働き方や休暇の計画的取得の一層の推進を図る。  
職員一人当たりの各月平均の時間外労働・休日労働の合計時間数を15時間未満とする。

＜対策＞（2025年4月～）

- 仕事と生活の調和に資する多様な働き方を推進するため、時差勤務制度とともに、推進月間を設けるなどより自宅勤務制度の活用を図る。
- 心身のリフレッシュのための連続取得や業務への影響を低減するための休暇分散化に資するよう、夏季休暇の取得期間を拡大する。
- 安全衛生委員会等を活用し、時間外労働や休暇取得の実績を共有するなどにより、超過勤務の縮減や休暇の計画的利用を促進する。